

令和3年

第2回市議会定例会 議案第15号

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例（  
平成26年函館市条例第53号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第43条～第49条）」を  
「第5章 事業所内保育事業（第43条～第49条）  
第6章 雑則（第50条）」に改める。

第7条第1項各号列記以外の部分中「。第3号」を「。以下この条」  
に改め、同項第3号中「この号」の後ろに「および第4項第1号」を加  
え、同条第5項各号列記以外の部分中「行う者」を「行う施設」に改め  
る。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第50条 地域型保育事業者およびその職員は、記録，作成その他これら  
に類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文  
書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によ  
って認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。  
以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定  
されるものについては，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（

電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

#### 附 則

この条例は，令和3年7月1日から施行する。ただし，第7条第1項および第5項の改正規定は，公布の日から施行する。

#### （提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，地域型保育事業者およびその職員が書面に代えて電磁的記録により記録の作成を行う場合等に関する規定の整備等をするため